

中川町 J-クレジット 認証・販売事業
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 10 月

中川町

1 事業概要

(1) 事業名 中川町 J-クレジット認証・販売事業

(2) 目的

中川町有林を対象に、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下、「J-クレジット制度」という。）に基づく J-クレジットの認証・販売を行うことにより、その収入を持続可能な地域社会の実現を目指す町のゼロカーボン施策に活用することを目的とする。なお、本事業は J-クレジットの創出・販売により得られた売却益を活用して実施する完全成果報酬型の事業とし、事業実施に伴う初期費用及び運用費用（審査、検証、モニタリング費用等）は、原則として事業者負担とし、事業者手数料を控除した収益配分に基づく額を町に納付することとする。

(3) 内容

別添「中川町 J-クレジット認証・販売事業企画提案仕様書」のとおりとする。

(4) 事業期間

協定締結日から令和 16 年 3 月 31 日まで（予定）

※プロジェクト期間は、約 8 年間を想定

2 参加資格

本公募型プロポーザルへの参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 日本国内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む）

を有する法人又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教法人や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。

(3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（不正行為等）の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(4) 中川町財務規則による指名停止又は他の地方公共団体による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、参加表明時点において既にその停止の期間を経過していること。

(5) 中川町暴力団排除条例（平成 25 年 3 月）による入札参加除外措置を参加表明時点において受けていないこと。

(6) 国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市町村税（特別区にあっては都税）を滞納している者でないこと。

(7) J-クレジット制度を熟知しており、地方公共団体又は法人から同種若しくは類似の事業を受託した実績を有する者であること。

(8) 本事業の円滑な遂行のために必要な経営基盤を有している者であること。

3 スケジュール

(1) 公募開始及び実施要領等の公表	令和 8 年 10 月 28 日
(2) 参加表明書及び誓約書の提出期限	令和 8 年 11 月 20 日
(3) 質問票の提出期限	令和 8 年 11 月 6 日
(4) 質問への回答期限	令和 8 年 11 月 13 日
(5) 企画提案書提出期限	令和 8 年 11 月 30 日
(6) 審査会	令和 8 年 12 月 8 日
(7) 協定締結・事業開始	令和 8 年 12 月中旬

4 手続き等に関する事項

(1) 実施要領等の公表

- 1) 公表期間 令和 8 年 10 月 28 日～令和 8 年 11 月 30 日
- 2) 交付場所 後記 9 の場所で交付する。また、中川町のホームページからダウンロードすることができる。

(2) 参加表明及び提出物

1) 提出書類

①単独法人提案の場合

参加表明書（様式 1）、誓約書（様式 3）

②コンソーシアムの場合

参加表明書（様式 2）、誓約書（様式 3）

※誓約書は構成員ごとに提出すること。

③共通提出書類

- ・会社概要が分かる資料（様式任意）
- ・事業実績が分かる資料（様式任意）
- ・法人登記事項証明書（交付日から 3 ヶ月以内のもの。複写可）
- ・国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市町村税（特別区にあっては都税）について滞納がないことの証明書（交付日から 3 ヶ月以内のもの。複写可）
- ・法人の経営状況等が分かる資料（直近 2 年間の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書。複写可）

2) 提出期限 令和 8 年 11 月 20 日 午後 5 時まで

3) 提出場所 後記 9 に同じ

4) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着とする。）

※持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで受付。

(3) 参加表明後の辞退

参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、公募型プロポーザル参加辞退書（様式 6）により、企画提案書の提出期限までに提出すること。

（4）質問票の提出

- 1）提出期限 令和 8 年 11 月 6 日
- 2）提出書類 質問票（様式 4）により提出すること。
- 3）提出場所 後記 9 に同じ
- 4）提出方法 持参、郵送、電子メールとする。

※持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までを受付時間とし、郵送、電子メールは提出期限必着とする。

- 5）回 答 令和 8 年 11 月 13 日までに電子メールで回答し、中川町ホームページにて公表する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者のみ回答することがある（中川町ホームページには非公表）。なお、本公募型プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保つことができないような質問には回答しない。

5 企画提案書に関する事項

- （1）提出期限 令和 8 年 11 月 30 日 午後 5 時 00 分
- （2）提出部数

- 1）企画提案書（様式 5） 1 部
- 2）企画提案書 正本 1 部、副本 10 部

※審査会においては提案者の名前を付した状態で審査をするため、提案者名や法人名等は、正本 1 部のみ記載し、副本 10 部には記入しないこと。

- （3）提出先 後記 9 に同じ
- （4）提出方法 持参又は郵送（提出期限必着とする。）
- （5）企画提案書の書式

提出する書類の規格は、日本産業規格 A 列 4 番とする。文章を補完する写真、イラスト等のイメージ図や平面図には日本産業規格 A 列 3 番も可とする（日本産業規格 A 列 4 番サイズに折り込むこと）。印刷は片面とする。また、用紙は任意とし、カラー白黒等の色の指定はしない。

（6）企画提案書の内容

次の各項目に関する提案を行うこと。

- 1）別添「中川町 J-クレジット認証・販売事業企画提案仕様書」に掲げる内容を全て網羅した提案書とすること。
- 2）事業の実施行程（プロジェクト登録、認証からモニタリングが完了するまでの工程、J-クレジット販売までに必要な事務処理及び各支援内容）の工程表を作成し、添

付すること。実施工程の作成にあたっては、事業実施事業者等が果たす具体的な役割（手続き及び作業）と時期について確認できるものとする。

- 3) 事業の実施体制を明確にするため、中川町との連絡調整の窓口となる管理責任者や執行体制編成の考え方及び特色について記載すること。なお、本業の一部を再委託する場合は、その事業の範囲と再委託先を記載すること。
- 4) 事業主任担当者及び業務担当者氏名、経歴、実績等について記入すること。
- 5) 町有林が有する公益的機能を検証し、確実に J-クレジットの認証を受け、販売まで結びつける方法を提案すること。
- 6) プロジェクト登録年度から終了年度までの収支計画を作成して提案すること。その際、次の事項をまとめて提案すること。
 - ①CO₂吸収算定量
 - ②売却益見込み（査定時の見込み単価も記載）
 - ③プロジェクト計画書作成・登録費用見込み
 - ④各年度モニタリング検証費用見込み
 - ⑤各年度モニタリング実施費用見込み
 - ⑥当該事業における各年度の事業者手数料見込み
- 7) J-クレジット売却により得られる総売却代金に対する中川町と事業者との収益配分率について記載すること。なお、本事業は完全成果報酬型とするため、プロジェクト計画書作成費、登録費、妥当性審査費用、検証費用、モニタリング実施等すべての外部経費及び運用費用は事業者が負担するものとし、町からの費用支払いは一切行わない前提で提案すること。
- 8) J-クレジット制度取組実績が分かる資料（他団体との協定、契約等の実績、プロジェクト登録・J-クレジット創出実績などを明示しているもの。なお、見込みの場合には「見込み」と明記すること。）
- 9) 中川町が対応しなければならない作業又は事務がある場合には、その具体的内容等について提案すること。
- 10) その他、J-クレジットを通じた経済活性化や地域課題解決に対する支援方法など独自の提案をすること。

6 審査に関する事項

最良の提案をした者（以下、「事業実施候補者」という。）の選定に当たっては、「中川町 J-クレジット認証・販売事業プロポーザル審査会」（以下、審査会という。）を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査及び評価を行う。なお、参加事業者が一者のみの場合においても、企画提案書、プレゼンテーション等の内容を審査の上、妥当であると判断された場合は事業実施候補者として決定する。

（1）審査会の構成等

副町長、総務課長、総務課参事、地域振興課長、住民課長、建設水道課長、農林課長により構成し、委員長は副町長をもって充てる。

(2) 審査会の開催及び議決

- 1) 委員長は審査会を招集する。
- 2) 委員会は、委員の出席が過半数に満たない場合は成立しないものとする。
- 3) 審査会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(3) プレゼンテーション審査

- 1) 実施日 令和8年12月8日
- 2) 所要時間 30分間（企画提案20分以内、質疑10分）
- 3) 参加人数 説明者も含め3名以内とし、管理責任者は必ず出席すること。
- 4) その他 プレゼンテーションにおいてプロジェクター等を使用する場合は、企画提案書提出時にその旨を職員に申し出ること。なお、プロジェクター、スクリーン及びHDMI端子ケーブルは中川町で用意するが、パソコン、各インターフェイスからHDMI端子への変換アダプター、その他に必要な機材は提案事業者にて用意すること。

(4) 評価

- 1) 評価は、別紙「中川町J-クレジット認証・販売事業 評価基準表」により行うものとする。
- 2) 審査においては提案内容における提案者の名前を付した状態で審査員が審査する。
- 3) 企画提案書等の内容及びプレゼンテーションによる評価の合計点が最も上位の者を事業実施候補者に決定し、次に得点の高かった者を、次順位の事業実施候補者として決定する。
- 4) 最高得点を取得した者が複数存在する場合は、くじ引きとする。
- 5) 事業実施候補者が辞退した場合又は事業実施候補者がその資格を喪失した場合は、次順位の提案者を事業実施候補者に選定する。
- 6) 選考にあたり、審査会において最低基準（採点合計が配点合計の6割）を設けるものとする。また、参加事業者が一者の場合も選考を行うほか、すべての参加事業者の提案が最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとする。

(5) 企画提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- 1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- 2) 内容に虚偽の記載があった場合
- 3) プレゼンテーションに参加しない場合
- 4) 作成、提出において、不正行為が認められた場合

(6) 審査結果及び公表

- 1) 審査の結果は、審査終了後に通知する。
- 2) 各評価点及び順位は、公表しない。
- 3) 審査結果及び事業実施候補者は、中川町ホームページで公表する。

7 協定に関する事項

- (1) 審査の結果、事業実施候補者と協議を行い、合意した場合は事業実施候補者を決定者としたうえ、協定を締結する。提案内容に沿った内容で協定を締結するが、原則として、実際の協定締結及び事業推進に当たっては、町と協議した上で事業内容等の部分的な修正を行うことがあるので留意すること。
- (2) 事業実施候補者との協定締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次順位の者を繰り上げて、その者を事業実施候補者として協定締結の協議を行う。この場合において、次順位のほかに事業実施候補者となるべき評価の合計点の者が2者以上あるときは、6(4)4)と同様の方法により事業実施候補者を決定する。
- (3) 提案書は、協定書の一部とする。

8 その他特記事項

- (1) 提案については、各参加事業者1提案とする。
- (2) 本公募型プロポーザルの参加事業者は参加を通じて知り得た情報を漏らさないこと。
- (3) 本事業実施候補者決定後、本事業実施候補者が協定締結までの間に2に規定する参加資格を満たさなくなった場合は、本事業実施候補者の決定を無効とし、協定を締結しないことがある。
- (4) 本公募型プロポーザルの参加に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- (5) 本事業実施候補者が正当な理由なく協定の締結を辞退した場合は、指名停止を行う場合がある。
- (6) 本事業内容は、採択された本公募型プロポーザルの内容を基本とするが、中川町の指示のもと変更修正をできるものとする。

9 担当課・問合せ先

北海道中川町地域振興課

〒098-2892 北海道中川郡中川町字中川 337 番地

TEL：01656-7-2819

Mail：nakagawa-chiikishinko@town.nakagawa.hokkaido.jp